

38 農業生産関連事業の事業再編・事業参入の支援

対策のポイント

(株)農林漁業成長産業化支援機構、(株)日本政策金融公庫を通じ、農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画等の認定を受けた農業生産関連事業者等を出融資により支援します。

<背景/課題>

- ・ 農業者の所得向上を図るためには、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要です。
- ・ このため、農業競争力強化支援法に基づき、生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革に取り組む農業生産関連事業者等の事業再編等を支援し、更なる農業の競争力強化を進めることが重要です。

政策目標

農業生産関連事業者等の事業再編等による良質かつ低廉な農業資材の供給と農産物流通等の合理化

<主な内容>

農業生産関連事業者等が取り組む生産資材価格の引下げや、農産物の流通・加工構造の改革に必要な資金について、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)を通じた出資等や、(株)日本政策金融公庫を通じた長期低利融資による支援を行います。

1. 農林漁業成長産業化ファンドによる出資等(財投資金)
出融資枠：225億円の内数
事業実施主体：(株)農林漁業成長産業化支援機構
2. 日本政策金融公庫による資金の貸付け(財投資金)
融資枠：5,400億円の内数
貸付主体：(株)日本政策金融公庫

お問い合わせ先：

- 1の事業 食料産業局産業連携課 (03-6738-6473)
- 2の事業 食料産業局企画課 (03-3502-5742)

農業生産関連事業の事業再編・事業参入の支援

農業競争力強化支援法に基づき、事業再編・参入計画の認定を受けた農業生産関連事業者等を対象に、(株)農林漁業成長産業化支援機構と(株)日本政策金融公庫を通じた、出融資により支援します。

対象事業者

【事業再編の場合】

農業競争力強化支援法（以下、支援法）の目的に沿った活動であって、以下の①、②のいずれにも該当するもの。

- ① 合併、分割、事業譲渡、設備の相当程度の廃棄等の措置
- ② 新たな生産・販売の方式の導入又は設備等の経営資源の高度な利用

「事業再編」の対象事業

- ・肥料、農薬、配合飼料の製造事業
- ・飲食料品の卸売事業（米卸売業など）
- ・飲食料品の小売事業（食品スーパーなど）
- ・飲食料品の製造事業（製粉、乳業など）

【事業参入の場合】

支援法の目的に沿って、**農業生産関連事業を新たに行うこと**。

「事業参入」の対象事業

- ・農業用機械製造事業（部品製造含む）
- ・種苗生産卸売事業

支援を受けるには



措置内容

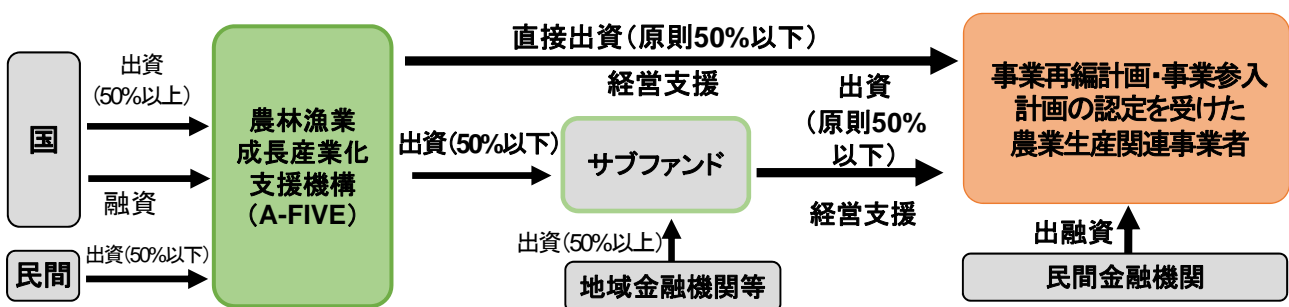
1. (株)農林漁業成長産業化支援機構による出資

事業再編計画 事業参入計画

事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた事業者を対象に、(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)が出資します。(出資に当たっては、A-FIVEによる審査があります。)

<条件等>

- ・出資方法： A-FIVEによる直接出資又はサブファンドを経由した間接出資
- ・出資比率： 原則50%以下(直接出資の場合、民間事業者等からの出資が見込まれることが必要)
- ・投資期間： 5～7年程度



2. (株)日本政策金融公庫による長期・低利の資金の貸付け

事業再編計画

事業再編計画の認定を受けた**中小企業者**を対象に、(株)日本政策金融公庫が長期・低利の資金を融資します。(貸付けに当たっては、(株)日本政策金融公庫による審査があります。)

<条件等>

- ・資金用途： 設備資金、株式の取得など事業再編に要する資金
- ・対象業種： 飼料事業者(配合飼料の製造事業者)
農産物流通等事業者
- ・償還期限： 20年以内(据置期間 3年以内)
- ・貸付限度額(融資率)： 負担額の80%
- ・利率： 年0.20%～0.45%(H29.8.21時点)

上記の金融支援をはじめ、事業再編には税制特例の支援も措置して、農業生産関連事業者等の取組を応援します！！